議案第13号

新居浜市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市行政手続条例の一部を改正する条例

新居浜市行政手続条例(平成9年条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導(第30条-第34条)」を

「第4章 行政指導(第30条一第34条の2)

第4章の2 処分等の求め(第34条の3) 」に改める。

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

第2条第1号中「を含む。)」を「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。第13条第2項第5号及び第19条第1項において同じ。)並びに地方自治法第252条の17の3第1項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第9項において準用する場合を含む。)の規定により本市に適用があるものとされる愛媛県の条例(以下「県条例」という。)及び規則」に改め、同条第2号中「含む。)」を「含む。)(以下「法律等」という。)」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第7号中「処分」を「処分(法律等に基づくものを含む。)」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛 人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改め、同条第10号中「異議申 立て」を「再調査の請求」に改める。

第4条、第13条から第15条まで、第22条第3項及び第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第32条中「許認可等を」を「許認可等(法律等に基づくものを含む。以下この条及 び次条第2項において同じ。)を」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項 を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限 又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対 して、次に掲げる事項を示さなければならない。
- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

- 第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律、条例又は県条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律、条例又は県条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律、条例又は県条例の条項
- (4)前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項
- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当

該行政指導が当該法律、条例又は県条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、 当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

- 第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律、条例又は県条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、行政指導をする際の権限を行使し得る根拠の明示、行政指導の中止等を求める手続及び処分等を求める手続の規定の追加等を行うため、本案を提出する。